大阪府附属機関条例

資料２

昭和二十七年十二月二十二日

大阪府条例第三十九号

(趣旨)

第一条　この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、府が設置する執行機関の附属機関について、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百三十八条の四第三項、第二百二条の三第一項及び第二百三条の二第四項の規定に基づき、その設置、担任する事務、委員その他の構成員(以下「委員等」という。)の報酬及び費用弁償並びにその支給方法その他附属機関に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第二条　執行機関の附属機関として、別表第一に掲げる附属機関を置く。

２　前項に定めるもののほか、公の施設の指定管理者の指定について審査させ、及びその業務の実施状況等に関する評価について調査審議させるため、別表第二の上欄に掲げる執行機関の附属機関として、同表の中欄に掲げる公の施設についてそれぞれ一の指定管理者選定委員会及び指定管理者評価委員会を置き、その名称は、同表の下欄に定める名称を冠するものとする。

(報酬)

第三条　委員等の報酬の額は、日額九千八百円を超えない範囲内において、当該附属機関を設置する執行機関が定める額とする。

２　前項の報酬は、出席日数に応じて、その都度支給する。

３　委員等のうち府の経済に属する常勤の職員である者に対しては、報酬を支給しない。

(費用弁償)

第四条　委員等の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十七号)による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額を超えない範囲内において、当該附属機関を設置する執行機関が定める額とする。

２　前項の費用弁償の支給についての路程は、住所地の市町村から起算する。

３　前二項の規定にかかわらず、委員等のうち府の経済に属する常勤の職員である者の費用弁償の額は、その者が当該職員として公務のため旅行した場合に支給される旅費相当額とする。

(支給方法)

第五条　委員等の報酬及び費用弁償の支給方法に関し、この条例に定めがない事項については、常勤の職員の例による。

(委任)

第六条　この条例に定めるもののほか、府が設置する執行機関の附属機関の組織、委員等の報酬及び費用弁償の額その他附属機関に関し必要な事項は、当該執行機関が定める。

附　則

1　この条例は、公布の日から施行する。

（以下、略）

別表第二（第二条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 執行機関 | 公の施設 | 名称 |
| 知事 | 大阪府立青少年海洋センター | 大阪府立青少年海洋センター |
| 大阪府立万国博覧会記念公園 | 大阪府立万国博覧会記念公園 |
| 大阪府立男女共同参画・青少年センター | 大阪府立男女共同参画・青少年センター |
| 大阪府立江之子島文化芸術創造センター | 大阪府立江之子島文化芸術創造センター |
| 大阪府立国際会議場 | 大阪府立国際会議場 |
| 大阪府立障害者交流促進センター | 大阪府立障害者交流促進センター |
| 大阪府立こんごう福祉センター | 大阪府立こんごう福祉センター |
| 大阪府立稲スポーツセンター | 大阪府立稲スポーツセンター |
| 大阪府立大型児童館ビッグバン | 大阪府立大型児童館ビッグバン |
| 大阪府立あゆみ寮、大阪府立のぞみ寮 | 大阪府立あゆみ寮等 |
| 大阪府立中河内救命救急センター | 大阪府立中河内救命救急センター |
| 大阪府立労働センター | 大阪府立労働センター |
| 大阪府立夕陽丘高等職業技術専門校 | 大阪府立高等職業技術専門校 |
| 大阪府立金剛登山道駐車場、大阪府民の森 | 大阪府民の森等 |
| 大阪府立花の文化園 | 大阪府立花の文化園 |
| 大阪府中央卸売市場 | 大阪府中央卸売市場 |
| 大阪府江坂立体駐車場、大阪府新石切立体駐車場、大阪府茨木地下駐車場 | 大阪府駐車場 |
| 都市公園（府が設置するものに限る。） | 大阪府都市公園 |
| 堺泉北港(緑地に限る。) | 大阪府堺泉北港の緑地 |
| 大阪府営住宅(共同施設を含む。) | 大阪府営住宅 |
| 教育委員会 | 大阪府立漕艇センター、大阪府立臨海スポーツセンター、大阪府立体育会館、大阪府立門真スポーツセンター | 大阪府立体育会館等 |
| 大阪府立図書館 | 大阪府立図書館 |
| 大阪府立少年自然の家 | 大阪府立少年自然の家 |
| 大阪府立近つ飛鳥風土記の丘、大阪府立近つ飛鳥博物館 | 大阪府立近つ飛鳥博物館等 |
| 大阪府立弥生文化博物館 | 大阪府立弥生文化博物館 |

大阪府情報公開条例（抜粋）

平成十一年十月二十九日

条例第三十九号

(公開しないことができる行政文書)

第八条　実施機関(公安委員会及び警察本部長を除く。)は、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている行政文書を公開しないことができる。

**一　法人(国、地方公共団体、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第百四十号)第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、地方独立行政法人、地方住宅供給公社、土地開発公社及び地方道路公社その他の公共団体(以下「国等」という。)を除く。)その他の団体(以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの(人の生命、身体若しくは健康に対し危害を及ぼすおそれのある事業活動又は人の生活若しくは財産に対し重大な影響を及ぼす違法な若しくは著しく不当な事業活動に関する情報(以下「例外公開情報」という。)を除く。)**

二　実施機関の要請を受けて、公にしないことを条件として任意に個人又は法人等から提供された情報であって、当該条件を付することが当該情報の性質、内容等に照らして正当であり、かつ、当該個人又は法人等の承諾なく公にすることにより、当該個人又は法人等の協力を得ることが著しく困難になると認められるもの(例外公開情報を除く。)

三　府の機関又は国等の機関が行う調査研究、企画、調整等に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、府民の正確な理解を妨げることなどにより不当に府民の生活に支障を及ぼすおそれ又は特定のものに不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

四　府の機関又は国等の機関が行う取締り、監督、立入検査、許可、認可、試験、入札、契約、交渉、渉外、争訟、調査研究、人事管理、企業経営等の事務に関する情報であって、公にすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの

（以下、略）